

佐倉市簡易修繕（営繕）工事参加者の資格等について

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項ただし書に規定する政令で定める軽微な建設工事又は同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する政令で定める建設工事以外の建設工事の受注を希望し、佐倉市財務規則第 146 条第 1 項第 1 号に規定する範囲の市が発注する簡易な修繕（営繕）工事（以下「修繕工事」という。）に参加する者に必要な申請方法等について、次のとおり定める。

令和 7 年 5 月 9 日

佐倉市長 西田 三十五

1 修繕工事に参加することができる者

(1) 修繕工事に参加することができる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 7 号に該当しない者

ウ 市内に本店のある法人又は市内に本店のある市内在住の個人事業者

(2) 上記 (1) の要件を満たし、かつ、次の要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 税金等の滞納がある者

イ 法令等に基づき資格を必要とする場合、その資格を有しない者

ウ 申請業種について 1 年以上の実績が認められない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有する者。なお、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 法人など（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は、その役員その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団又は暴力団員である者

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

2 参加審査の基準日

参加審査の基準日は、申請日とする。

3 提出書類

修繕工事に参加を希望する者は、佐倉市簡易修繕(営繕)工事参加者審査申請書(以下「申請書」という。)に所定の書類を付して申請すること。

4 申請書の配布

申請書の配布方法は、次のとおりとする。

(1) 佐倉市財政部契約検査課での配布

ア 配布場所 佐倉市役所 1号館 5階 契約検査課

イ 配布期間 令和7年5月9日(金)から令和7年6月10日(火)まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

ウ 配布時間 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 佐倉市役所ホームページからのダウンロード

ア URL https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/keiyakukensaka/shikaku_meibo/14863.html

イ 配布期間 令和7年5月9日(金)から令和7年6月10日(火)まで

5 申請書等の作成に使用する言語等

(1) 申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)は、原則として、日本語で作成すること。なお、添付書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記するか、又は添付すること。

(2) 添付書類のうち金額を記入する欄については、出納官吏事務規定(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

6 参加者審査申請の受付期間等

参加者審査申請の受付場所、期間及び方法は、次のとおりとする。

(1) 受付場所 佐倉市役所 1号館 5階 契約検査課

(2) 受付期間 令和7年5月16日(金)から令和7年6月10日(火)まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 受付時間 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

(4) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留等の配達記録が残る方法に限る。)
(郵送の場合は、令和7年6月10日(火)必着とする。)

7 参加者の審査

市長は、提出された申請書等に基づき、上記「1 修繕工事に参加することができる者」に掲げる項目について、参加者の適格性を審査する。

8 参加者名簿への登載等

- (1) 市長は、上記「7 参加者の審査」に定める審査の結果、参加要件を満たしていると判断した者について、参加者名簿に登載するものとする。参加者名簿の有効期間は、令和7年7月1日から令和9年6月30日までとする。
- (2) 参加者名簿は、有効期間中、次の事項について公表するものとする。
 - ア 名簿登載者の名称又は商号、所在地又は住所、連絡先等
 - イ 名簿登載者の資本金及び実績高
 - ウ 名簿登載者の従業員数、営業年数、技術者総数及び技術者数
 - エ 名簿登載者の事業内容
- (3) 参加者名簿に登載された場合でも、必ず該当する事業に選択されるものではなく、また、参加者名簿に登載されていない者であっても、該当する事業に選択される場合もある。

9 参加審査の結果の通知

参加審査の結果は、令和7年6月30日までに申請者に郵送をもって通知する。

10 変更等の届出

参加審査の申請をした者は、当該申請に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は申請の事項について変更を生じたときは、直ちに参加審査申請書等変更届にその事実を証する書類を添付して、提出しなければならない。

11 参加者名簿からの抹消

- (1) 参加者が次のいずれかに該当するときは、その者を参加者名簿から抹消する。
 - ア 上記「1 修繕工事に参加することができる者」(1)のいずれかに該当しなくなったとき、又は上記「1 修繕工事に参加することができる者」(2)のいずれかに該当することとなったとき。
 - イ 市内に本店のない法人又は個人事業者となったとき。
 - ウ 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
 - エ 契約履行に関し著しく不誠実であると認められるとき。
 - オ 契約過程において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - カ 契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨害したと認められるとき。
 - キ 当該事業の監督又は検査の実施に当たり、職員等の職務の執行を妨げたとき。

- ク 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - ケ エからクまでのいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人又はその他の使用人として使用したとき。
 - コ 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。
 - サ 申請書の基本的事項に関し、虚偽の事項を記載したとき。
- (2) 上記「10 変更等の届出」に定める届出をする必要があるにもかかわらず、当該届出をしないときは、その者を参加者名簿から抹消することができるものとする。
- (3) (1) 又は (2) の定めにより参加者名簿からの抹消を行ったときは、市長はその旨を当該名簿登載者に理由を付して通知する。

12 参加の一時停止

- (1) 名簿登載者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、該当の区分に応じ、それぞれに掲げる期間、その者の資格を一時停止するものとする。
- ア 不渡手形又は不渡小切手を出した場合は、当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日までとする。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合は、同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日までとする。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合は、同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日までとする。
- (2) (1) の定めにより資格の停止を行ったときは、市長はその旨を当該名簿登載者に理由を付して通知するものとする。
- (3) (1) に定めるもののほか、市長が別に定める基準により参加者の参加を一時停止する場合がある。この場合、(2) に定める手続を準用する。

13 千葉県警察本部への情報提供、照会等

- (1) 参加者に関する情報については、佐倉市暴力団排除条例（平成23年12月26日条例第26号）第2条第1項第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者を市の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、参加者に対し必要な書類の提出を求めることがある。
- (2) 千葉県警察本部からの情報提供により、参加者が佐倉市暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当すると認めるときは、排除措置を講ずる。

14 担当

佐倉市財政部契約検査課

電話：043-484-6111

ファクシミリ：043-486-1919

佐倉市契約検査課ホームページ

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/keiyakukensaka/index.html>